

鶴見区役所マスコットキャラクター使用承認審査委員会設置要綱

(設置及び組織)

- 第1条 鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱第4条にかかる鶴見区マスコットキャラクターの使用承認の可否、及び、鶴見区マスコットキャラクター「つるりっぷ」着ぐるみ貸出要綱第4条にかかる鶴見区マスコットキャラクター「つるりっぷ」着ぐるみの貸出承認の可否について区長が意見を聞くため、鶴見区役所マスコットキャラクター使用承認審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。
- 2 審査委員会の委員長は区長を、委員は総務課長、政策推進担当課長、市民協働課長、教育担当課長、窓口サービス課長、保険年金担当課長、保健福祉課長、子育て支援担当課長及び生活支援担当課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第2条 審査委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集する。
- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(検討)

- 第3条 審査委員会は、鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱第4条にかかる鶴見区マスコットキャラクターの使用承認の可否、及び、鶴見区マスコットキャラクター「つるりっぷ」着ぐるみ貸出要綱第4条にかかる鶴見区マスコットキャラクター「つるりっぷ」着ぐるみの貸出承認の可否について検討する。
- 2 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第4条 審査委員会の庶務は、総務課（政策推進）において処理する。

(その他)

- 第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。